

保護者・学校間連絡システム利用に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 利用の目的

宇部市教育委員会、宇部市立小中学校（以下「学校」という）に在籍する教職員（以下「教職員」という）及び学校に在籍する児童生徒の保護者との間の連絡手段をデジタル化し、欠席連絡機能やデータ配信機能等を活用することにより、三者の利便性の向上及び負担の軽減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 名称

保護者・学校間連絡システム利用

(2) プロポーザルの方式

公募によるプロポーザル方式

(3) 利用期間

①構築期間及び仮運用期間

契約締結日から令和6年（2024年）8月31日まで

②本運用期間

令和6年（2024年）9月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 実施場所

宇部市立小中学校（36校）

(5) 内容

別紙「保護者・学校間連絡システム利用仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 提案上限額

1,800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格

参加者は次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格）に該当しない者であること。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けていないこと、または指名停止の措置を受けることが明らかでないこと。
- (3) 法人税（個人にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税等に滞納があるものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続開始の決定がなさ

れていない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと、または法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※「宇部市指名競争入札参加資格者名簿」への登載は参加資格要件とはしないが、登載されていない法人の場合は、印鑑証明書、納税証明書（国税等、宇部市内に本店（本社）を有する場合は市税）、商業登記履歴事項全部証明書を提出すること。

4 スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年5月16日（木）	市公式ウェブサイトに掲載
質問書の受付期間	令和6年5月16日（木） ～5月22日（水）12時まで	回答は、市公式ウェブサイトに掲載
参加申込書の提出期限	令和6年5月28日（火）17時	郵送又は電子メールで必着
参加資格審査結果通知	令和6年5月30日（木）までに通知	電子メールで通知
企画提案書の提出期限	令和6年6月10日（月）17時	持参又は郵送で必着
プレゼンテーション実施 （選定審査会）	令和6年6月17日（月） 13時15分～17時（予定）	Web会議システム「Webex」によるプレゼンテーション
結果通知発送及び公表	令和6年6月下旬（予定）	郵送で通知及び市公式ウェブサイトで公表
契約締結	令和6年7月上旬（予定）	

※スケジュールについては、日程を変更する場合がある。

5 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、企画提案書の作成及び実施に係る条件に限るものとする。

- (1) 提出書類 「質問書」（様式第4号）
- (2) 提出期限 令和6年5月22日（水）12時必着
- (3) 提出方法及び提出先

提出は電子メールによること。提出先は本実施要領「13 事務担当課」に記載。

※電子メールの表題は、「保護者・学校間連絡システム利用の公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

- (4) 回答は、質問者名をふせて、令和6年5月24日（金）に本市公式ウェブサイトに掲載する。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類
 - ・参加申込書（様式第1号）
 - ・企業概要整理表（様式第2号）
 - ・事業実績調書（様式第3号）

※本利用と同種または類似の利用に関する実績（過去5年間）を記入すること。

(2) 提出期限

令和6年5月28日（火）17時まで 必着

(3) 提出先

本実施要領「13 事務担当課」に記載

(4) 提出方法

郵送又は電子メールによること。提出先は本実施要領「13 事務担当課」に記載。

7 参加申込書等の確認及び審査

(1) 参加申込書等受理後、参加資格要件の具備を確認し、その結果を令和6年5月30日（木）までに電子メールにより通知する。

(2) 参加要件を満たさない者には、その理由を付して通知する。

(3) 参加申込書等を提出しない者は、本実施要領「8 企画提案書の提出」にある企画提案書は提出できないものとする。

8 企画提案書の提出

本実施要領「7 参加申込書等の確認及び審査（1）」の通知があった場合は、次の書類を作成し、提出しなければならない。

※企画書に記述する内容は、可能な限りわかりやすく平易な表現を用い、具体的に記載すること。なお、詳細は別途「仕様書」に記載する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画書（様式第6号）

※企画書の補足資料として、システム操作時のイメージ画像を添付すること。

ウ 実施体制表（様式第7号）

エ 見積書（任意様式）

※本実施要領「2 概要（6）提案上限額」の範囲内で見積もること。

※金額の明細（初期費用、月額または年額利用料、積算根拠）を記載すること。

オ 誓約書（様式第8号）

カ 機能詳細一覧（様式第9号）

キ 添付資料

① 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

② 法人登記の登記簿謄本（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

③ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

④ 市税の滞納が無いことを証明する書類（宇部市内に本店・本社を有する場合）

⑤ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）

(2) 提出部数

上記（1）の提出書類について、正本1部、副本（コピー）7部を提出すること。

(3) 留意事項

- ・企画書の様式は、A4判縦置き横書き、片面使用とする。ただし、資料の作成上A3版を利用したほうが、確認しやすい場合はA3版の利用を可とする。
- ・日本語横書きで記載し、文字の大きさについては、注釈等を除き、原則12pt以上を使用すること。
- ・企画書の各ページにページ番号を記載すること。
- ・企画書は、企画書（様式第6号）を含め概ね20枚以内とすること。
- ・企画内容については、本公募型プロポーザルの優先候補者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、優先候補者の企画提案書等を基にして、市との協議により、実施内容を決定することとする。

(4) 提出期限 令和6年6月10日（月）17時必着

(5) 提出先 本実施要領「13事務担当課」に記載

(6) 提出方法 持参（平日の8時30分から午後5時まで）又は
郵送（郵送の場合、配達証明書付書留郵便とし提出期限内必着）

(7) その他

ア 提出された応募書類は、返却しない。

イ 提出された応募書類は、優先候補者選定以外の目的で使用しない。ただし、宇部市情報公開条例（平成12年宇部市条例第3号）第5条に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条及び第8条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。ただし、個人情報のほか応募者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより応募者に不利益を与える情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しない。特に公開することにより応募者に不利益を与えるおそれがある情報については、応募者の意見を聴いて公開の可否を判断する。

9 審査及び選定方法

(1) 審査の流れ

審査を厳正かつ公正に行うため、「保護者・学校間連絡システム利用に係る業者選定審査会設置要綱」に基づき業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

選定は、もっとも評価点が高い提案者を優先候補者とし、次点の提案者を次点候補者とする。なお、同点の場合は、本実施要領「9 審議及び選定方法（3）」の「審査点（評価項目）システム要件（評価基準）」の得点が高い者を優先候補者とし、それでも決まらない場合は、選定委員による協議の上、優先候補者を選定する。また、提案者が1者の場合であっても審査会は実施する。

(2) 1次審査：書類審査及びヒアリング

原則として、応募者が4社を超えた場合は、提出書類の内容を審査（ヒアリング）した上で、提案見積額等、客観的審査基準により上位4社を選考する。応募者が4社以下の場合は、提出書類の内容を審査した上で2次審査の対象者とする。

(3) 2次審査：プレゼンテーションの実施

審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより優先候補者を決定する。

ア 開催日時 令和6年6月17日（月）13時15分から17時（予定）

※日時及び場所等の詳細については、参加業者数等により変更する場合もあるため別途通知する。

イ 場所 Web 会議システム「Webex」によるプレゼンテーションを実施

ウ 出席者 3名以内

エ 発表時間 40分以内（提案説明20分以内、質疑応答20分以内）

オ その他

応募者のプレゼンテーション、企画提案書の説明、聞き取り内容及び提出された書類により、審査会に置いて審査基準に基づき審査を行い、優先候補者を選定。

(4) 評価項目及び配点 計100点

- ・企画提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- ・評価基準点を60点（満点：100点）とする。
- ・評価点が60点以上を得たものの中から、もっとも評価点が高い提案者を優先候補者とし、2番目に高い提案者を次点候補者とする。なお、応募者が1者であった場合、評価点の合計が60点以上であれば優先候補者とする。

評価項目	評価基準	審査・評価の視点	配点
	企業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体に対する本利用と同種、または類似利用の実績が十分であるか。 ・本利用を実施する上で、十分な要員配置・管理体制となっているか 	10
	企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本利用の趣旨を踏まえた提案内容か 	30
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用効果を高めるための工夫・提案がされているか 	30
	運用保守・サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保守体制は十分となっており、保守内容が具体的かつ明確に示されているか ・システムを活用したことのない教職員にも、適切かつ十分な研修の実施が期待できるか 	20
	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書価格の妥当性 	10
合計			100

(5) 審査結果の通知

令和6年6月下旬(予定)に、すべての提案者に結果を郵送で通知するほか本市公式ウェブサイトで公表する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

10 プロポーザルの失格又は無効

次に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から契約の決定までの期間に、応募者が本実施要領「3 参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

11 契約

- (1) 優先候補者と当該利用の最終的な仕様等を決める協議を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、優先候補者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点候補者と契約の締結交渉を行う。
- (2) 利用の実施に際して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき定義される情報を指す。)及び利用情報については、関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。

12 その他

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、本利用の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (3) 提出した応募書類等を本市の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 応募書類等の作成・提出やプレゼンテーションに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 契約締結の段階で、条件・仕様等は、若干の修正を行うことがある。
- (6) 提出書類を提出した後に辞退する際には、参加辞退届(様式第10号)を提出すること。
- (7) プレゼンテーション時にデモ版や動画などがあれば見せること。

13 事務担当課

宇部市教育委員会教育総務課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号 0836-34-8604

FAX番号 0836-22-6066

E-mail ed-soumu@city.ube.yamaguchi.jp